

2. 訪販化粧品工業協会の概要

(2024年4月1日現在)

1. 創立 昭和48年3月9日
2. 代表者・役員数 会長 西方和博 (株ポーラ)
役員：副会長 3名
理事 9名 (うち専務理事、常務理事各1名)
監事 2名
3. 目的 本会は、会員が商業倫理を確立し、販売の適正化をはかることにより、国民の消費生活における利便を増進し、もって家庭訪問販売化粧品業界の健全な発展に資することを目的とする。
4. 事業
 - ① 会員の守るべき倫理要綱の作成並びに実践の推進
 - ② 会員所属の販売員の教育指導
 - ③ 消費者の苦情処理
 - ④ 訪販化粧品工業協会販売員登録制度の指導と推進及び公益社団法人日本訪問販売協会の登録事業業務方法書に基づく訪問販売員教育登録制度の指導と推進
 - ⑤ 関係官公庁、関係団体との連絡
 - ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な事業
5. 予算規模 3374万円 (2023年度)
6. 会員資格 家庭訪問販売制度を採用する化粧品製造販売業者又はこれに準ずる者であって、本会の目的に全面的に協力する者を以て組織する。
7. 会員数 42社 (2024年4月1日現在)
8. 協会機関 総会・理事会
実行委員会
広報委員会
消費者相談研究会

9. 事務局

【本部】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5
メトロシティ神谷町 6F
TEL : 03-5472-2534 FAX : 03-5472-2536
URL : <https://www.hoshokyo.org>

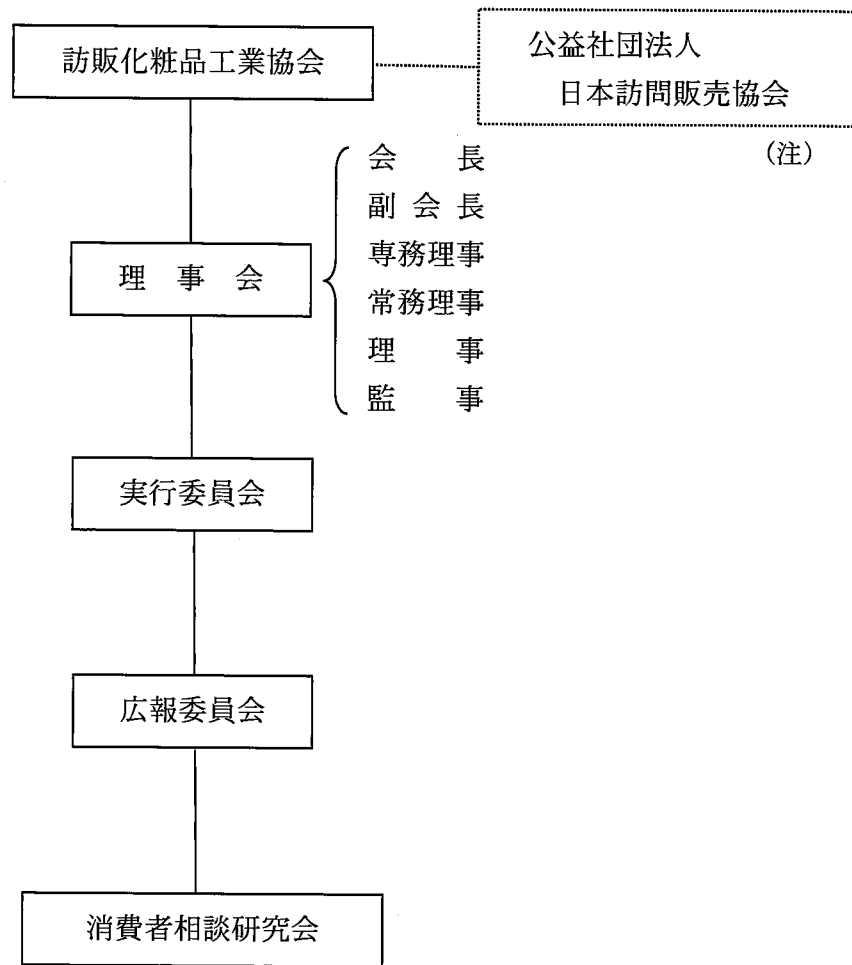
10. 関係官庁

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ
消費流通政策課
商取引監視課
生物化学産業課
厚生労働省
医薬局 医薬指導・麻薬対策課
公正取引委員会
事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課
消費者庁
取引対策課
表示対策課

11. 自主規制

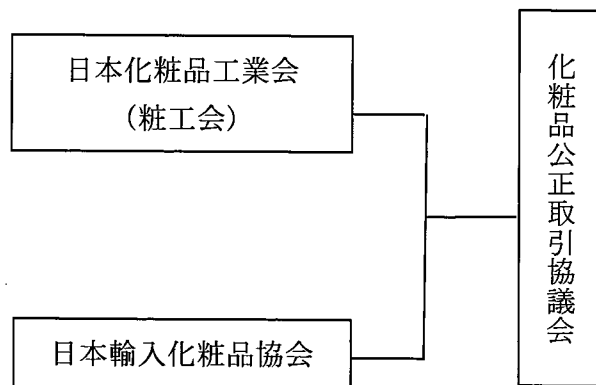
昭. 48. 3. 9	「化粧品訪問販売の倫理要綱」制定
52. 5. 17	「不当な営業妨害の自粛申し合わせ」制定
56. 5. 18	「化粧品訪問販売員教育登録制度実施の手続きについて」制定
58. 12. 9	「倫理要綱の運用解釈（機械器具）」制定
59. 4. 10	「クーリング・オフ期間の自主延長」実施
60. 10. 14	「訪販化粧品の公正取引に関する自主基準」制定
平. 元. 4. 1	「お客さま苦情処理に関する規程」実施

12. 協会組織図



(注) 「特定商取引に関する法律」に基づいて設立された公益法人で、当協会は設立当初からの団体会員（現在は賛助会員）。

13. 関係団体



14. 協会の刊行物

○信頼される訪問販売員（訪問販売員教材）：頒布価格 80 円

（改訂版：2023 年 11 月 27 日発行）

○化粧品訪問販売員教育評価問題集

15. 活動状況

○化粧品訪問販売員教育登録制度の実施

○お客さま相談窓口の開設

○ホームページの開設

URL <https://www.hoshokyo.org>

○広報誌の発行「訪粧協通信」

○消費者相談研究会の開催

○講習会の開催

○関係官庁、関係団体等の資料配布 等